資料番号: SA設-18-2 改0

玄海原子力発電所/東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目: 第60条】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

#### 備考 玄海 3/4 号 東海第二

- 8. 放射線管理施設
- 8.1 放射線管理設備
- 8.1.2 重大事故等時
- 8.1.2.1 概要

重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含 む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量 を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風 速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等 対処設備を保管する。放射線管理設備(重大事故等時)の設置及び保管場所概要 図を第8.1.5図から第8.1.8図に示す。

代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射 性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監 視、測定する代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタを保 管する。

なお、代替緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の 設置をもって廃止する。

#### 8.1.2.2 設計方針

(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備

重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視 し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、以下の常設モニタ リング設備(モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の **測定**)、可搬型代替モニタリング設備(可搬型モニタリングポストによる放射線量 の代替測定)、モニタリング設備(可搬型エリアモニタによる放射線量の測定、可 搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定、可搬型放射線計 測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の 放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の 測定及び海上モニタリング測定)を設ける。

a. モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定 常設モニタリング設備(モニタリングステーション及びモニタリングポスト

- 8. 放射線管理施設
- 8.1 放射線管理設備
- 8.1.2 重大事故等時
- 8.1.2.1 概要

重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含 む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量 を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処 設備を設置及び保管する。重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風 速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等 対処設備を保管する。放射線管理設備(重大事故等時)の設置及び保管場所概要 図を第8.1-2図から第8.1-4図に示す。

2017年10月3日

日本原子力発電株式会社

緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確 実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保┃所は使用しない。 管する。

#### 8.1.2.2 設計方針

(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定

重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視 し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、可搬型代替モニタ リング設備(可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定), モニタリング設備(可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替 測定及び可搬型放射能測定装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定)を設 ける。

東海第二では代替緊急時対策

希ガス「等」は放射性よう素及 び粒子状の放射性物質を含む。 柏崎申請書に記載のあるSFPモ ニタについては「4. 核燃料物質 の取扱施設及び貯蔵施設」にて 記載する。

技術的能力と整合

「以下の」は不要

東海第二では常設モニタリン グ設備であるモニタリング・ポ ストをSA設備としていない。 (※1)

技術的能力 1.17 と記載を整合

**※** 1

池を使用する設計とする。充電池は、予備の充電池と交換することにより、継

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
による放射線量の測定)として、モニタリングステーション及びモニタリング		
ポストを使用する。		
モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等が発生		
した場合に、発電所敷地境界付近の放射線量を監視し、及び測定し、並びにそ		
の結果を記録できるとともに、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に		
定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する設計とする。		
モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、重大事故		
等対処設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、		
可搬型代替モニタリング設備を有する設計とする。		
モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機		
に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である大容量空冷式		
発電機から給電できる設計とする。		
具体的な設備は、以下のとおりとする。		
<ul><li>・モニタリングステーション及びモニタリングポスト</li></ul>		
(重大事故等時のみ3号及び4号炉共用)		
・大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備)		東海第二ではM/Pの代替測定
その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を		び格納容器周囲(海側等)の
重大事故等対処設備として使用する。		射線量の測定共に可搬型モ
		タリング・ポストを使用する
. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定	a. 可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の <mark>測定及び</mark> 代替測定	(先行電力と同様)(※2) よ
モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合にそ	モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する可搬型代替モ	て章題は「測定及び代替測定
の機能を代替する可搬型代替モニタリング設備(可搬型モニタリングポストに	ニタリング設備(可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測	となる。
よる放射線量の代替測定)として、可搬型モニタリグポストを使用する。	定)として、可搬型モニタリング・ポストを使用する。	玄海では敷地境界におい
可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境	可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に周辺監視区域境	M/P、M/S 二種類の局舎使用し
界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測	界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定	いるが東海第二では周辺監
定し、並びにその結果を記録できるとともに、モニタリングステーション及び	し、並びにその結果を記録できるとともに、モニタリング・ポストを代替し得る	区域境界において M/P を使用
モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。	十分な個数を保管する設計とする。	ている。(※3)
可搬型モニタリングポストの指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策		
所又は緊急 時対策所 (緊急時対策棟内) で監視できる設計とする。		
可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保		
存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必		<b>※</b> 2
要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電		

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

東海第二 備考 玄海 3/4 号

続して測定ができ、使用後の充電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電す ることができる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・可搬型モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)
- c. 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定

モニタリング設備(可搬型エリアモニタによる放射線量の測定)として、可 搬型エリアモニタを使用する。

可搬型エリアモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設か ら放出される放射線量を、原子炉格納容器を囲む8方位において、監視し、及 び測定し、並びにその結果を記録できるとともに、測定が可能な個数を保管す る設計とする。可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、代替緊急 時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)で監視できる設計とする。可搬 型エリアモニタで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪 失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保 存できる設計とする。可搬型エリアモニタの電源は、乾電池を使用する設計と する。乾電池は、予備の乾電池と交換することにより、継続して測定ができる 設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・可搬型エリアモニタ (3号及び4号炉共用)
- d. 放射性物質の濃度の代替測定
  - (a) 可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 モニタリングカーのダスト・よう素サンプラ又はダスト・よう素測定装置 が機能喪失した場合にその機能を代替するモニタリング設備(可搬型放射線 計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定)として、可搬型放射 線計測器及び可搬型ダストサンブラを使用する。

可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンプラは、重大事故等が発生した 場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放 射性物質の濃度(空気中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録で きるように測定値を表示するとともに、モニタリングカーの測定機能を代替 し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型放射線計測器(NaIシンチレ ーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ)の電源は、乾電池を使用 する設計とし、可搬型ダストサンプラの電源は、充電池を使用する設計とす

可搬型モニタリング・ポストは, 重大事故等が発生した場合に発電用原子炉施設 から放出される放射線量を,原子炉格納容器を囲む8方位において,監視し,及び 測定し, 並びにその結果を記録できるとともに, 測定が可能な個数を保管する設計 | 無線と衛星回線、充電池と外部 とする。可搬型モニタリング・ポストの指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時 | バッテリーともに表現の違い 対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストで測定した放射線量 | のみ(※4) は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。 また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリング・ポストの 電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。外部バッテリーは、予備の外部バ ッテリーと交換することにより、継続して測定ができる設計とする。

具体的な設備は,以下のとおりとする。

- 可搬型モニタリング・ポスト
- b. 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、ダストモニタ又はよう素測定装置 | モニタリングカーと放射能観 が、機能喪失した場合にその機能を代替するモニタリング設備(可搬型放射能 | 測車は名称の違いのみ 測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定)として,可搬型放射能 測定装置を使用する。

可搬型放射能測定装置は,重大事故等が発生した場合に発電所及びその周 | 東海第二の放射能観測車は α 辺において,発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中)を │線の測定機能を有するため、代 監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示すると │ 替測 定に Z n S シンチレーシ ともに、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する設計とす | る。可搬型放射能測定装置のうちNaIシンチレーションサーベイ・メータ、  $\beta$ 線サーベイ・メータ及びZn Sシンチレーションサーベイ・メータの電源は、 $\mid$  GM 汚染サーベイメータ  $\beta$ 線サ 乾電池を使用する設計とし、可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう 素サンプラの電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。

**※** 2

東海第二では「原則」は不要

ョンサーベイ・メータを使用す

ーベイメータは名称の違いの

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号

る。

乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、継 続して測定ができる設計とする。また、充電池を用いるものについては、予 備の充電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の充電池 は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・可搬型放射線計測器(Nalシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サー ベイメータ) (3号及び4号炉共用)
- ・可搬型ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)
- e. 可搬型放射線計測器等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定
  - (a) 可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型 放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器に よる土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング測定

モニタリング設備(可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃 度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定、可搬 型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリン グ測定)として、可搬型放射線計測器、可搬型ダストサンプラ及び小型船舶 を使用する。

可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンブラは、重大事故等が発生した 場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用 原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び 放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値 を表示するとともに、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)に おける放射性物質の濃度及び放射線量の測定が可能な個数を保管する設計と する。周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。可搬型放射線計 測器 (Nalシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシ ンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ)の電源は、乾電池 を使用する設計とし、可搬型ダストサンプラの電源は、充電池を使用する設 計とする。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することに より、継続して測定ができる設計とする。また、充電池を用いるものについ ては、予備の充電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の 充電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とす る。

東海第二

備考

乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、継続 | 東海第二の「可搬型放射能測定 して測定ができる設計とする。また、外部バッテリーを用いるものについては、 | 装置」には可搬型ダスト・よう 予備の外部バッテリーと交換することにより、継続して測定ができ、使用後の │素サンプラまで含まれる。(※ 外部バッテリーは、緊急時対策所の電源から充電することができる設計とす

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・可搬型放射能測定装置 (NaIシンチレーションサーベイ・メータ、 $\beta$  線 サーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型 ダスト・よう素サンプラ)
- c. 可搬型放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定
  - (a) 空気中の放射性物質の濃度の測定、水中の放射性物質の濃度の測定、土 壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング

モニタリング設備(空気中の放射性物質の濃度の測定、水中の放射性物質 の濃度の測定、土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング)と して可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶を使用す る。

可搬型放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周 辺 (発電所の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放 射性物質の濃度(空気中,水中,土壌中)及び放射線量を監視し,及び測定し, 並びにその結果を記録できるように測定値を表示するとともに、発電所及び その周辺(発電所の周辺海域を含む。)における放射性物質の濃度及び放射線 量の測定が可能な個数を保管する設計とする。周辺海域においては、小型船舶 を用いる設計とする。可搬型放射能測定装置のうちNa I シンチレーション サーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ並びにZnSシンチレーションサー ベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータの電源は、乾電池を使用する設計と し、可搬型放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、外 ※ 5 部バッテリーを使用する設計とする。乾電池を用いるものについては、予備の 乾電池と交換することにより、継続して測定ができる設計とする。また、外部 バッテリーを用いるものについては、予備の外部バッテリーと交換すること | ※4 により、継続して測定ができ、使用後の外部バッテリーは、緊急時対策所の電 源から充電することができる設計とする。

可搬型放射能測定装置「等」と は小型船舶及び電離箱サーベ イ・メータ

技術的能力と整合

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号 東海第二

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・可搬型放射線計測器(Nalシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ)(3号及び4号炉共用)
- ・可搬型ダストサンブラ (3号及び4号炉共用)
- ・小型船舶(3号及び4号炉共用)

これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。

#### (2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備

重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、以下の重大事故等対処設備(可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定)を設ける。

a. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定

気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定)として、可搬型気象観測装置を使用する。

可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)で監視できる設計とする。可搬型気象観測装置で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測装置の電源は、充電池を使用する設計とする。充電池は、予備の充電池と交換することにより、継続して測定ができ、使用後の充電池は、代替緊急時対策所等の電源から充電することができる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

・可搬型気象観測装置(3号及び4号炉共用)

ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設

具体的な設備は,以下のとおりとする。

- ・可搬型放射能測定装置 (Na I シンチレーションサーベイ・メータ,  $\beta$  線サーベイ・メータ, Zn Sシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型ダスト・よう素サンプラ)
- 電離箱サーベイ・メータ
- 小型船舶

これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。

(2) 風向, 風速その他の気象条件の測定

重大事故等が発生した場合に発電所において風向,風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録するための設備として,重大事故等対処設備(可搬型 気象観測設備による気象観測項目の代替測定)を設ける。

a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定

気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備(可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定)として,可搬型気象観測設備を使用する。

可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるとともに、気象観測設備を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は、衛星回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は、必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、外部バッテリーを使用する設計とする。外部バッテリーは、予備の外部バッテリーと交換することにより、継続して測定ができ、使用後の外部バッテリーは、緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

· 可搬型気象観測設備

技術的能力と整合 記載の適正化(条文の表現との 整合)

備考

「以下の」は不要

可搬型気象観測設備と可搬型 気象観測装置は名称の相違で あり同様の設備

**%** 4

「原則」は不要

玄海と異なり常設SA設備を 使用しない

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

#### 玄海原子力発電所/東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目: 第60条】

東海第二 備考 玄海 3/4 号

計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事 故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」の うち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。

ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」に て記載する。

- (3) 使用済燃料ピットの状態監視に用いる設備
  - a. 使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量 率(中間レンジ)及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)による使 用済燃料ピット区域の空間線量率の測定

使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量 率(中間レンジ)及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)の計測装 置は、使用済燃料ピット区域の空間線量率について、重大事故等により変 動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。

使用済燃料ピット周辺線量率は、取付けを想定する複数の場所の線量率と 使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関(減衰率)をあらかじめ評価し ておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とす る。使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線 量率(中間レンジ)及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)の計測 装置は、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備である大容量空冷式発電 機から給電できる設計とする。

具体的なパラメータは、以下のとおりとする。

- ・使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ) (3号及び4号炉共用)
- ・使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)(3号及び4号炉共用)
- ・使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)(3号及び4号炉共用)
- (4) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備
  - a. 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 及び格納容器内高レンジ エリアモニタ(高レンジ)による原子炉格納容器内の放射線量率の測定 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジ エリアモニタ(高レンジ)は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定され

(3) 代替交流電源設備によるモニタリング・ポストへの給電

全交流動力電源が喪失した場合に、モニタリング・ポストへ給電する代替交流 を追加。 電源設備として常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を使用する。

常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については,「10.2 代替電 | 交流電源としてモニタリング 源設備」にて示す。

(4) 使用済燃料プールの状態監視

重大事故等が発生した場合の使用済燃料プールの状態監視のため、使用済燃料 ┃ SFPモニタ、САМS、フィ プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)を使用する。使用済燃料プール | ルタベント出口モニタ、緊急時 エリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)については、「4.3 使用済燃料貯蔵槽 | 対策所エリアモニタについて の冷却等のための設備」に示す。

技術的能力と整合のため項目

(柏崎との相違) 柏崎では代替 ポスト用発電機をSA設備と して使用する設計である。

は説明箇所へのリンクを示し た。(※6)

#### (5) 原子炉格納容器内の状態監視

重大事故等が発生した場合の原子炉格納容器内の状態監視のため,格納容器雰 囲気放射線モニタ(D/W)及び格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)を使用 する。格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)及び格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) については、「6.4 計装設備(重大事故等対処設備)」に示す。

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
る重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジ エリアモニタ(高レンジ)は、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備で ある大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。		
	(6) 格納容器圧力逃がし装置等の状態監視 重大事故等が発生した場合の格納容器圧力逃がし装置等の状態監視のため、 フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)を使用する。フィルタ装 置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)については、「9.7 水素爆発による 原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に示す。	格納容器圧力逃がし装置「等」は耐圧ベントライン
(5) 代替緊急時対策所又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)の放射線量の測定に用いる設備  a. 代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタによる代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の放射線量の測定  代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策所棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。  代替緊急時対策所エリアモニタ又は緊急時対策所エリアモニタの多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。	(7) 緊急時対策所の放射線量の測定 重大事故等が発生した場合に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の 侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所エリアモ ニタを使用する。緊急時対策所エリアモニタについては、「10.9 緊急時対策 所」に示す。	希ガス「等」は放射性ヨウ素及 び粒子状の放射性物質
8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、ディーゼル発電機に 対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 可搬型モニタリングポストは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟内) 内に保管することで、屋外のモニタリングステーション及びモニタリングポストと位置的分散を図る設計とする。	基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。	※1 可搬型モニタリング・ポストと同じく DB 設備を代替する可搬型放射能測定装置及び可搬型

船舶は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
	の放射能観測車と位置的分散を図る設計とする。	また,予備機と分散配置する小
	小型船舶は,西側及び南側保管場所に保管することで同時に機能を損なわない	型船舶についても記載した。
	よう、位置的分散を図る設計とする。	(先行BWRと同様)
	可搬型気象観測設備は,緊急時対策所内に保管することで,屋外の気象観測設	代替する DB 設備のない電離箱
電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載す	備と位置的分散を図る設計とする。	サーベイ・メータについては頑
る。	電源設備の多様性,位置的分散については,「10.2 代替電源設備」にて記載	健な緊急時対策所内に保管し
	する。	ており分散配置不要。
8.1.2.2.2 悪影響防止		
基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に	8.1.2.2.2 悪影響防止	
示す。	基本方針については,「1.1.7.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に	<b>※</b> 1
モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測	示す。	
定に使用するモニタリングステーション及びモニタリングボストは、設計基		
準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備とし		
て使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定に使用する可搬型		固縛「等」は架台脚部の地面へ
モニタリングポストは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の	可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定に使用す	の杭打ち、重しによる固定等状
設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型モニタリングポストは、	る可搬型モニタリング・ポストは、他の設備から独立して使用可能なことに	況に応じた固定手段を選択す
設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼ	より,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また,可搬型モニタリン	る。(※7)
さない設計とする。	グ・ポストは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備	
	に悪影響を及ぼさない設計とする。	
		<b>※</b> 2
可搬型エリアモニタによる放射線量の測定に使用する可搬型エリアモニ		
タは、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及		
ぼさない設計とする。また、可搬型エリアモニタは、設置場所において固縛		
等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
可搬型放射線計測器等による空気中の放射性物質の濃度の代替測定に使		
用する可搬型放射線計測器(Nalシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サ	可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定に使	
ーベイメータ)及び可搬型ダストサンプラ、並びに可搬型放射線計測器等に	用する可搬型放射能測定装置(NaIシンチレーションサーベイ・メータ,	
よる空気中の放射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による水中の放	$\beta$ 線サーベイ・メータ、 $Z n S$ シンチレーションサーベイ・メータ及び可搬	技術的能力と整合
射性物質の濃度の測定、可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃	型ダスト・よう素サンプラ),可搬型放射能測定装置等による放射性物質の濃	
度の測定及び海上モニタリング測定に使用する可搬型放射線計測器 (Nalシ	度及び放射線量の測定に使用する可搬型放射能測定装置(NaIシンチレー	
ンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーショ	ションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ、ZnSシンチレーション	
ンサーベイメータ、電離箱サーベイメータ)、可搬型ダストサンブラ及び小型	サーベイ・メータ及び可搬型ダスト・よう素サンプラ),電離箱サーベイ・メ	

ータ及び小型船舶は,他の設備から独立して使用可能なことにより,他の設

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
及ぼさない設計とする。	備に悪影響を及ぼさない設計とする。	
可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定に使用する可搬型気		
象観測装置は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定に使用する可搬型気象	
影響を及ぼさない設計とする。また、可搬型気象観測装置は、設置場所にお	観測設備は、他の設備から独立して使用可能なことにより、他の設備に悪影	
いて固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計と	響を及ぼさない設計とする。また,可搬型気象観測設備は,設置場所におい	
する。	て固縛等によって固定することで,他の設備に悪影響を及ぼさない設計とす	
使用済燃料ピット区域の空間線量率の測定に使用する使用済燃料ピット	る。	<b>※</b> 6
周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)及び使		
用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)の計測装置は、通常時に接続先の系		
統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備と		
して系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。		
原子炉格納容器内の放射線量率の測定に使用する格納容器内高レンジエ		
リアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)		
は、チャンネル相互を物理的、電気的に分離し、チャンネル間の独立を図る		
とともに、主要パラメータ及び代替パラメータ間においてもパラメーータ相		
互を分離し、独立を図ることで、他の設備に悪影響を及ぼさないよう独立し		
た設計とする。		
8.1.2.2.3 共用の禁止		   東海第二は単号炉のため記載
基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示		なし
す。		
モニタリングステーション及びモニタリングポストは、重大事故等時の放		
射線量の状況について、一元的な管理をすることで、総合的な判断に資するこ		
とができ、安全性の向上が図れることから、3 号炉及び4 号炉で共用する設計		
とする。		
これらの設備は、共用することで悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けな		
く放射線量を測定する設計とする。なお、モニタリングステーション及びモニ		
タリングポストは、重大事故等時の放射線量を測定する場合のみ3号炉及び4		
号炉共用とする。 		
8. 1. 2. 2. 4 容量等		
基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 8.1	1.2.2.3 容量等	<b>※</b> 1
発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する	基本方針については,「1.1.7.2 容量等」に示す。	<b>※</b> 2
モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬型モニタリングポス	発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する	

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

**※** 1

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

東海第二 備考 玄海 3/4 号

ト、可搬型エリアモニタ、可搬型放射線計測器及び可搬型ダストサンプラは、 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に 定める測定上限値を満足する設計とする。

モニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故時の監 視設備と兼用しており、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定め られた事象の判断に必要な十分な台数として3号炉及び4号炉で3台(重大事 故等時のみ3号及び4号炉共用)を設置する設計とする。

可搬型モニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリング ポストが機能喪失しても代替し得る十分な個数として3号炉及び4号炉で1セ ット3個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット3個、保守点検は模 擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点 検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計4個(3号及び4 号炉共用)を保管する。

可搬型エリアモニタは、原子炉格納容器を囲む8方位における放射線量の測 定及び緊急時対策所の加圧判断が可能な個数として3号炉及び4号炉で1セッ ト8個使用する。

保有数は、3号炉及び4号炉で1セット8個、保守点検は模擬入力による特性 確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、 故障時のバックアップ用として1個の合計9個(3号及び4号炉共用)を保管 する。

可搬型放射線計測器 (Nal シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベ イメータ、電離箱サーベイメータ)及び可搬型ダストサンプラは、モニタリング カーの代替測定並びに発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)におい て発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得 る十分な個数として3号炉及び4号炉で1セット各2個使用する。保有数は、3 号炉及び4号炉で1セット各2個、保守点検は模擬入力による特性確認等であ り、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバ ックアップ用として各1個の合計各3個(3号及び4号炉共用)を保管する。

可搬型放射線計測器 (ZnS シンチレーションサーベイメータ) は、発電所及び その周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出され る放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉で1セッ ト1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬 入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検 用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号

可搬型モニタリング・ポスト, 可搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メー タは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指 針」に定める測定上限値を満足する設計とする。

可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストが機能喪失しても代替 | や校正作業を継続している最 し得る十分な個数及び原子炉格納容器を囲む8方位における放射線量の測定及 中は使用できない状態のため び緊急時対策所の加圧判断が可能な台数として10台(モニタリング・ポストの 代替として4台、原子炉施設周囲(海側を含む。)に5台、緊急時対策所付近に 1台), 故障時又は保守点検による待機除外時の予備として2台の合計12台を 緊急時対策所に保管する設計とする。

可搬型放射能測定装置 (NaIシンチレーションサーベイ・メータ、 $\beta$ 線サー ベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型ダスト・よー雷離箱サーベイ・メータは可搬 う素サンプラ)は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺(発電所 型放射能測定装置に含まれな の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃 | いため「放射線量」の記載なし 度を測定し得る十分な個数として各 2 個、故障時又は保守点検による待機除外 時の予備として各1個の合計各3個を緊急時対策所にそれぞれ保管する設計と する。

電離箱サーベイ・メータは、発電所及びその周辺(周辺海域を含む。)におい て放射線量を測定し得る個数として 1 個, 故障時又は保守点検による待機除外 時の予備として1個の合計2個を緊急時対策所に保管する設計とする。

点検期間中に機器の分解点検 保守点検期間中も考慮した予 備数であることを記載

監視測定に関する設備は電源、 注水のいずれにも関わらない ため 43 条において 2N 以上の予 備の確保を要求されるものの 対象外。

玄海ではZnSシンチレーション サーベイメータがその他のサ ーベイメータの保有台数と異 なり、1台少ないが東海第二で は同数となる。これは東海第二 では放射能観測車には α線の 測定機能があり、機能喪失時の 代替に ZnS シンチレーションサ ーベイメータを使用するため

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

# 玄海原子力発電所/東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目: 第60条】

8.1.2.2.5 環境条件等

玄海 3/4 号	東海第二	備考
<b>炉共用)を保管する。</b>		
小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される		
放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な可搬型放射線計測	小型船舶は,発電所の周辺海域において,発電用原子炉施設から放出される放	
器、可搬型ダストサンプラ及び要員を積載できるものを 3 号炉及び 4 号炉で 1	射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な可搬型放射能測定装	
セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1台、保守点検は	置、電離箱サーベイ・メータ及び要員を積載できるものを 1 台、故障時又は保	
外観点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せ	守点検による待機除外時故障時又は保守点検による待機除外時の予備として 1	
ずに、故障時のバックアップ1用として1台の合計2台(3号及び4号炉共用)	台の合計2台を保管する設計とする。	
を保管する。		
可搬型気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に		
定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。	可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定	
可搬型気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る個数とし	める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。	
て3号炉及び4号炉で1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1	可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る台数とし	
セット1個、保守点検は特性の確認等であり、保守点検中でも使用可能である	て1台,故障時又は保守点検による待機除外時の予備として1台の合計2台を	
ため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として 1 個の合計 2	緊急時対策所に保管する設計とする。	
個(3号及び4号炉共用)を保管する。		
使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率(中		
間レンジ)及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)は、重大事故等時によ	×	€ 6
り変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とし、使用済燃料ピット		
区域の空間線量率を測定できる設計とする。使用済燃料ピット周辺線量率(低		
レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)及び使用済燃料ピット周		
辺線量率(高レンジ)の計測装置は、3号炉、4号炉それぞれで1セット1個使		
用する。保有数は、3号炉、4号炉それぞれで1セット1個、故障時及び保守点		
検による待機除外時のバックアップとして 2 個の合計 4 個(3 号及び 4 号炉共		
用)を保管する。		
また、使用済燃料ピット周辺線量率(中間レンジ)及び使用済燃料ピット周辺		
線量率(高レンジ)の検出器は、3号炉、4号炉それぞれで1セット1個使用す		
る。保有数は、3号炉、4号炉それぞれで1セット1個、保守点検は目視点検で		
あり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時の		
バックアップ用として1個の合計3個(3号及び4号炉共用)を保管する。		
格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリ		
アモニタ (高レンジ) は、設計基準を超える状態において原子炉施設の状態を推		
定するための計測範囲を有する設計とする。		

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

#### 玄海原子力発電所/東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目: 第60条】

とする。操作は設置場所で可能な設計とする。

格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)及び格納容器内高レンジエリア

東海第二 備考 玄海 3/4 号 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 8.1.2.2.4 環境条件等 モニタリングステーション及びモニタリングポストは、屋外に設置し、重大事 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 故等時における環境条件を考慮した設計とする。 可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタは、代替緊急時対策所内 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内に保管するとともに、屋外に設置し、重 可搬型モニタリング・ポストは緊急時対策所内に保管するとともに、屋外に設 大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な 置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所 設計とする。 で可能な設計とする。 可搬型放射線計測器 (Nal シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染サーベイ メータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ、電離箱サーベイメータ)及び可 可搬型放射能測定装置 (ΝαΙシンチレーションサーベイ・メータ、β線サー ベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び可搬型ダスト・よ 搬型ダストサンプラは、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所(緊急時対策棟 内) 内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考 う素サンプラ)及び電離箱サーベイ・メータは、緊急時対策所内に保管するとと 慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とし、操作は設置場所(使用 もに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。人 が携行して測定が可能な設計とし、操作は設置場所(使用場所)で可能な設計と 場所)で可能な設計とする。 小型船舶は、屋外で保管及び使用し、重大事故等時における環境条件を考慮し する。 た設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。 小型船舶は、屋外で保管及び使用し、重大事故等時における環境条件を考慮し 操作は使用場所で可能な設計とする。 た設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。 可搬型気象観測装置は、屋外又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) 内に保管す 操作は使用場所で可能な設計とする。 るとともに、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とす 可搬型気象観測設備は、屋外又は緊急時対策所内に保管するとともに、屋外に 設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場 る。操作は設置場所で可能な設計とする。 使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)の計測装置は、原子炉補助建屋及び 所で可能な設計とする。 4号炉の原子炉周辺建屋内に保管するとともに、3号炉の重大事故等時は3号炉 **※** 6 の原子炉周辺建屋内に設置し、4号炉の重大事故等時は4号炉の原子炉周辺建 屋内に設置するため、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、 その環境を考慮して空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とす る。操作は設置場所で可能な設計とする。 使用済燃料ピット周辺線量率 (中間レンジ) 及び使用済燃料ピット周辺線量率 (高レンジ)の計測装置は、原子炉補助建屋及び4号炉の原子炉周辺建屋内に 保管するとともに、3号炉の重大事故等時は3号炉の原子炉周辺建屋内に設置 し、4号炉の重大事故等時は4号炉の原子炉周辺建屋内に設置するため、重大事 故等時における環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異 常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
モニタ(高レンジ)は、原子炉格納容器内に設置し、重大事故等時における環境		
条件を考慮した設計とする。		
8.1.2.2.6 操作性の確保		
基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。	8.1.2.2.5 操作性の確保	
モニタリングステーション及びモニタリングポストを使用した、モニタリン	基本方針については,「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。	<b>*</b> 1
グステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定を行う系統は、		
重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ		
系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。		
可搬型モニタリングポストを使用した、可搬型モニタリングポストによる放		<b>※</b> 2
射線量 <mark>の代替測定</mark> を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切	可搬型モニタリング・ポストを使用した、可搬型モニタリング・ポストによる	
り替えることなく使用できる設計とする。可搬型モニタリングポストは、人力	放射線量の <mark>測定及び</mark> 代替測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他	
により運搬ができる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定でき	の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型モニタリング・ポ	「人力」とはリアカー又は背負
る設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計と	ストは、人力により運搬ができる設計とするとともに、設置場所にて固縛等に	子等による運搬
する。	より固定できる設計とする。また、付属のスイッチにより現場での操作が可能	
可搬型エリアモニタを使用した、可搬型エリアモニタによる放射線量の測定	な設計とする。	<b>※</b> 2
を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく		
使用できる設計とする。可搬型エリアモニタは、人力により運搬ができる設計		
とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属		
の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。		
可搬型放射線計測器、可搬型ダストサンブラ及び小型船舶は、設計基準対象		
施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬	可搬型放射能測定装置、電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶は、設計基準対	
型放射線計測器及び可搬型ダストサンプラは、人力により運搬できる設計とす	象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可	
る。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする.	搬型放射能測定装置及び電離箱サーベイ・メータは、人力により運搬できる設	
小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により運搬ができる設計とする。	計とする。また、付属のスイッチにより現場での操作が可能な設計とする.	車両「等」は船舶の運搬用トレ
	小型船舶は, 車両等により運搬ができ, 使用場所において, スイッチにて起動	ーラーを含む
	し容易に操縦ができる設計とする。	
可搬型気象観測装置を使用した、可搬型気象観測設備による気象観測項目の		
代替測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替える	可搬型気象観測設備を使用した、可搬型気象観測設備による気象観測項目の	
ことなく使用できる設計とする。可搬型気象観測装置は、人力により運搬がで	代替測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替える	
きる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。	ことなく使用できる設計とする。可搬型気象観測設備は、人力により運搬がで	<b>  %</b> 7
また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。	きる設計とするとともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。	
使用済燃料ピット周辺線量率 (低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率 (中	また、付属のスイッチにより現場での操作が可能な設計とする。	<b>※</b> 6
間レンジ) 及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)の計測装置等の取付架		

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
台への取り付けは、取付金具を用いて確実に取り付けできる設計とする。使用		
済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率(中間レン		
ジ) 及び使用済燃料ピット周辺線量率 (高レンジ) の計測装置等の計装ケーブル		
及び電源ケーブルの接続はコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、		
確実に接続できる設計とする。接続口は、3 号炉及び 4 号炉とも同一規格とす		
る。使用済燃料ピット周辺線量率(低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率(中		
間レンジ) 及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)の計測装置等は、付属		
の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。		
8.1.2.3 主要設備及び仕様		
放射線管理設備の主要設備及び仕様を第8.1.3表及び第8.1.4表に示す。	8.1.2.3 主要設備及び仕様	
	放射線管理設備の主要設備及び仕様を第 8.1―3 表及び第 8.1―4 表に示す。	
8.1.2.4 試験検査		<b>※</b> 2
基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。	8.1.2.4 試験検査	
放射線量の測定に使用するモニタリングステーション及びモニタリングポス	基本方針については,「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。	
トは模擬入力による機能・性能の確認 (特性の確認) 及び校正ができる設計とす		<b>※</b> 1
る。		
放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ、	放射線量の測定及び代替測定に使用する可搬型モニタリング・ポスト、放射	模擬入力を校正線源による的
可搬型放射線計測器(電離箱サーベイメータ)及び放射性物質の濃度の測定に	線量の測定に使用する電離箱サーベイ・メータ及び放射性物質の濃度の測定に	日・性能検査と記載を適正化。
使用する可搬型放射線計測器 (Nal シンチレーションサーベイメータ、GM 汚染	使用する可搬型放射能測定設備 ( $N$ a $I$ シンチレーションサーベイ・メータ, $\beta$	試験実施の可能な期間を記載
サーベイメータ、ZnS シンチレーションサーベイメータ)は、模擬入力による機	線サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータ)は、発電用	(先行BWRと同様)
能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。	原子炉の運転中又は停止中に校正用線源による機能・性能検査ができる設計と	
放射性物質の濃度の測定に使用する可搬型ダストサンプラは、機能・性能の	する。	
確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。	放射性物質の濃度の測定に使用する可搬型ダスト・よう素サンプラは、発電	
	用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また,外	
	観の確認が可能な設計とする。	
放射性物質の濃度及び放射線量の測定に使用する小型船舶は、機能・性能の	放射性物質の濃度及び放射線量の測定に使用する小型船舶は、機能・性能の	
確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。	確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。	
風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測装置は、模擬	風向,風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測設備は,発電	
入力による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。	用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)	
	及び校正ができる設計とする。	<b>※</b> 6
使用済燃料ピット周辺線量率 (低レンジ)、使用済燃料ピット周辺線量率 (中		
間レンジ)及び使用済燃料ピット周辺線量率(高レンジ)は、模擬入力による機		
能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。		

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

	玄海 3/4 号	東海第二	備考
格納容器内高レ	ンジエリアモニタ (低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリア		
モニタ(高レンジ)	)は、模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)及び校		
正ができる設計と	する。		
第8.1.3表 放射	射線管理設備(重大事故等時)(常設)の設備仕様		
(1) モニタリングステー	ーション及びモニタリングポスト(重大事故等時のみ3号及び		<b>※</b> 1
4号炉共用)			
兼用する設備は以て	下のとおり。		
・放射線管理設備			
・放射線管理設備			
	Nal (T1) シンチレーション式検出器、電離箱式検出器		
	$10^{1} \sim 10^{8} \text{nGy/h}$		
台数	3		
	有線及び無線		
	ジエリアモニタ(低レンジ)		<b>※</b> 6
兼用する設備は以下			
・計装設備(重大事			
• 放射線管理設備			
• 放射線管理設備			
個 数			
計測範囲	$10^2 \sim 10^7 \mu$ Sv/h		
   (3) 格納容器内高レンシ	ジエリアモニタ (高レンジ)		
兼用する設備は以て			
<ul><li>計装設備(重大事</li></ul>			
・放射線管理設備			
・放射線管理設備			
個数	2		
計測範囲	$10^3 \sim 10^8 \text{mSv/h}$		
		·	

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

		玄海 3/4 号				東海第二	備考
	第8.1.4表 放射	線管理設備(重大事故等時)(可搬型)の設備仕様					
	)(v = v = v = v = v = v = v = v = v = v =			第8.1- <del>3</del>	表 放射線	と管理設備(重大事故等時)(可搬型)の設備仕様	
(1)	可搬型モニタリンク	ブポスト(3号及び4号炉共用)	(1)	可搬型モニ			
				兼用する設			
						重大事故等時)	
						大事故等時)	
	種類	Nal (T1) シンチレーション式検出器、半導体式検出器					(東海第二では事故時必要な
	計測範囲	$0\sim$ 100mGy/h	種	類		Nal (Tl) シンチレーション式検出器,半導体式検出器	可搬 M/ Pの計測範囲として上
	個 数	3 (予備1)	計	測 範 囲		BG~109nGy/h	限を 1Sv/h と評価した。(技術
	伝送方法	無線	個	数		10 (予備2)	的能力添付資料 1.17.7 4.可
			伝	送方法		衛星回線	搬型モニタリング・ポストの計
(2)	可搬型エリアモニタ	7 (3号及び4号炉共用)					測範囲)
	兼用する設備は以下	でのとおり。					
	• 放射線管理設備	(重大事故等時)					<b>※</b> 2
	・緊急時対策所(重	(大事故等時)					
	種類	半導体式検出器					
	計測範囲	0.001~300mSv/h					
	個 数	8 (予備1)					
	伝送方法	無線					
(3)	可搬型放射線計測器	器(3号及び4号炉共用)					
a.	Nalシンチレーショ	コンサーベイメータ	(2)	可搬型放射		置.	東海第二で配備する測定器の
	種類	Nal (T1) シンチレーション式検出器	a.	Nalシンヲ	チレーショ	ンサーベイ・メータ	仕様を記載
	計測範囲	0∼30ks-1		種	類	Nal(Tl)シンチレーション式検出器	
	個 数	2 (予備1)		計測	範 囲	BG $\sim$ 30 $\mu$ Gy/h	
b.	GM汚染サーベイメ	ータ		個	数	2 (予備1)	
	種類	GM管式検出器	b.	β線サー〜	ジイ・メー	g .	
	計測範囲	0∼100kmin-1		種	類	GM管式検出器	
	個 数	2 (予備1)		計測	節 囲	BG~99.9kmin-1	
c.	ZnSシンチレーショ	ンサーベイメータ		個	数	2(予備1)	
	種類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器	c.	ZnSシンチ	レーション	ノサーベイ・メータ	
	計測範囲	$0\sim100$ kmin-1		種	類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器	
	個 数	1 (予備1)		計測	範 囲	BG~99.9kmin-1	
				個	数	2 (予備1)	

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

		玄海 3/4 号				東海第二	備考
			d	可郷刑々	ダスト・よう	表升ンプラ	
d.	. 電離箱サーベイメ <sup>、</sup>	<b>一</b> タ		個	数数	ステンフラー 2 (予備1)	
	種類類	電離箱式検出器	(3)		~ ーベイ・メー		
		$1 \mu \text{ Sv/h} \sim 300 \text{mSv/h}$		種	類	電離箱式検出器	
	個 数	2 (予備1)		,	則 範 囲	0.001~1000mSv/h	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		個	数	1 (予備1)	
(4)	可搬型ダストサンプ	プラ(3号及び4号炉共用)					
	個数	2 (予備1)					
(5)	小型船舶(3号及び	4号炉共用)					
	兼用する設備は以て	下のとおり。	(4)	小型船舶			
	• 放射線管理設備	(重大事故等時)		兼用する	設備は以下の	oとおり。	
	・発電所外への放射	村性物質の拡散を抑制するための設備		• 放射線	管理設備(重	重大事故等時)	
	台数	1 (予備1)		• 発電所	外への放射性	生物質の拡散を抑制するための設備	
				台	数	1 (予備1)	
(6)	可搬型気象観測装置	置(3号及び4号炉共用)					
	観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量	(5)	可搬型気	象観測設備		
	個 数	1 (予備1)		観測	項目	風向,風速,日射量,放射収支量,雨量	<b>※</b> 9
	伝送方法	無線		個	数	1(予備1)	
				伝 送	方 法	衛星回線	
(7)	使用済燃料ピット周	周辺線量率(低レンジ)(3号及び4号炉共用)					
	兼用する設備は以下						
		曹の冷却等のための設備					
	・放射線管理設備						
	種類類	半導体式検出器					<b>※</b> 6
	計測範囲	0.001~99.99mSv/h					
	個数	2 (予備2)					
(8)	使用済燃料ピット周	周辺線量率(中間レンジ)(3号及び4号炉共用)					
	兼用する設備は以下	下のとおり。					
	• 使用済燃料貯蔵村	曹の冷却等のための設備					
	• 放射線管理設備						
	種類類	電離箱式検出器					

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

	玄海 3/4 号	
計測範囲	0.1~10 <sup>4</sup> mSv/h	
個数	2 (予備1) *1	
	*1 検出器の数を示す。計測装置の必要数は2個(予	
	備2個)とする。	
	ト周辺線量率(高レンジ)(3号及び4号炉共用)	
兼用する設備は以		
	<b>飯槽の冷却等のための設備</b>	
	前(重大事故等時)	
種類	電離箱式検出器	
	$10^3 \sim 10^8 \text{ mSv/h}$	
個数	2 (予備1) *2	
	*2 検出器の数を示す。計測装置の必要数は2個(予備	
2個)とする。		
10) / 大土原 左 叶上小笠		
	所エリアモニタ(3号及び4号炉共用)	
つて廃止する。	所エリアモニタは緊急時対策所(緊急時対策棟内)の設置をも	
兼用する設備は	リエのトナル	
	備(重大事故等時)	
	(重大事故等時)	
種類	半導体式検山器	
計測班囲	0.001~99.99mSv/h	
1	1 (予備1)	
(11) 緊急時対策所工	リアモニタ (3号及び4号炉共用)	
兼用する設備は		
	備(重大事故等時)	
	(重大事故等時)	
種 類	半導体式検出器	
.— .,,	十等件入使口吞 0.001~99.99mSv/h	
計測範囲		
個数	1 (予備1)	

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
対は、防盗上の機点から公開できません。      対は、防盗上の機点から公開できません。	第 8.1-2 図 放射線管理設備 概要図 (可障型モニタリング・ポストによる放射線 島の測定及び代替測定)	

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号		東海第二	備考
	第8.1.6 図 放射線管理設備 概要図 (2) (可搬型エリアモニタによる放射線量の測定)	第8.1—8 図 放射線管理設備 概要図 (可搬型放射権制定装置による放射性物質の濃度の測定)	

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
新年1.7回 放本器管理設備 無策図 (3) (7)按型放射器医等による放射性物質の激進及び放射線量の測定)	第 3.1-4 図 放射総管理設備 厳愛区 (可僚型気象観測設備による気象観測項目の代替測定)	

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:実質的な差異なし)

玄海 3/4 号	東海第二	備考
(工権経済参配が設定しよる光条原の部門 (工作を設定)		